



広報上天草【号外】（令和7年9月1日発行）

8月10日から11日にかけての記録的な豪雨により、家屋の浸水などで被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
このたび、広報上天草では、災害支援情報等を号外として皆さまにお知らせします。
今後も、広報や市ホームページなどで、引き続きさまざまな情報をお伝えしていきます。

罹災証明書および被災証明書の発行について

今回の大雨により家屋の浸水や土砂崩れなどにより被災された方に対し、「罹災証明書」および「被災証明書」を交付します。

▼申請方法

- ・罹災証明書（住家）
罹災証明書交付申請書に必要事項を記入し、申請窓口に提出してください。
※自己判定方式による申請（被害の程度が軽い場合）
自己判定方式（一部損壊）を希望される場合は、被災箇所の写真を提出いただくことで、現地調査を行わず証明書の交付を行います。
- ・被災証明書（事務所、店舗、空き家などの住家ではない家屋、家屋以外の構築物、車両等）
被災証明書交付申請書に必要事項を記入し、被害を確認できる写真（数枚）とともに、申請窓口提出してください。

▼申請窓口 大矢野庁舎大矢野窓口センター、松島庁舎市民課、姫戸統括支所、龍ヶ岳統括支所

▼受付時間 平日 8時30分から17時15分

■問い合わせ先 税務課固定資産税係 ☎ 0964(26)5520

住宅の応急修理について

※申請に罹災証明書が必要

被災した住宅が罹災証明書により「準半壊」以上の判定を受けた世帯に対し、当該住宅の基本部分（屋根、柱、基礎、壁、床など）、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備など日常生活に必要不可欠な最小限度の部分について、その応急修理費用の一部を支援します。（申込者が選定した業者に市が修理を依頼し、修理費用を市が直接業者に支払います。）

▼対象者

被災した住宅が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」の被害を受けた世帯で、自らの資力では応急修理をすることができない世帯。
※全壊の場合でも、応急修理することで、居住が可能となる場合は、対象になります。

▼留意事項

- ・修理業者に修理費用を支払っている場合、この制度は利用できません。
- ・修理前、修理中、修理後の写真が必要となりますので、必ず状況写真の撮影をお願いします。

▼修理費用の限度額（1世帯あたりの限度額）

- ・半壊以上 739,000円（消費税込み）
 - ・準半壊 358,000円（消費税込み）
- 制度の詳細は、市ホームページをご確認ください。

▼受付時間 平日 9時から17時

■問い合わせ先 都市整備課都市計画係 ☎ 0969(28)3366



市HP

災害見舞金の支給について

※申請に罹災証明書が必要

今回の大雨により被災された世帯に対し、災害見舞金を支給します。

▼被災対象 当該世帯が常時居住している住家（物置、倉庫、店舗、事務所等の建物は除きます。）

▼支給対象者 本市に住所を有する世帯の世帯主

▼支給の種別および見舞金の額

住家の被害の程度（罹災証明書参照）	1世帯当たりの見舞金の額
全壊	60,000円
大規模半壊 中規模半壊 半壊	40,000円
床上浸水 準半壊	30,000円
一部損壊（崖崩れによるものに限る。）	

※住家が借家の場合は、支給額は、2分の1の額となります。

▼申請方法

罹災証明書を持参のうえ、以下の各庁舎および支所で申請してください。
・災害関連総合窓口（大矢野庁舎書庫棟1階、松島庁舎庁舎2階会議室※）、姫戸統括支所、龍ヶ岳統括支所
※10月以降は大矢野庁舎（大矢野窓口センター）、松島庁舎（市民課）で受付。

▼必要な物

- ①災害見舞金支給に係る請求書兼口座振込申出書※各窓口設置しています。
- ②罹災証明書の写し
- ③振込口座が確認できるもの（世帯主名義）

▼支給時期 申請受付、審査後、振込先の口座へ翌月末に入金します。

▼申請期間 令和7年9月8日（月）から令和7年11月28日（金）

▼受付時間 平日 9時から16時

■問い合わせ先 福祉課福祉政策室 ☎ 0969(28)3381

賃貸型応急（みなし仮設）住宅の供与について

※申請に罹災証明書が必要

県内市町（熊本市を除く）にお住まいで今回の大雨により住宅に甚大な被害を受けられた皆さまに、賃貸型応急住宅を提供する事業を実施しています。住宅の申し込みを検討される方は、企画政策課または都市整備課へご相談ください。

▼相談受付時間

平日 9時から17時

■相談・問い合わせ先

企画政策課地方創生係 ☎ 0964(26)5539、都市整備課都市計画係 ☎ 0969(28)3366

要配慮者等への宿泊施設提供事業について

今回の大雨により被災された方が、指定避難所での感染症などへの感染を避け、安心して避難できるように令和7年8月21日から市内のホテル・旅館の空室を避難所として利用できるよう対応しています。

▼利用対象者

市内にお住まいで、令和7年8月10日からの豪雨災害により被災され、高齢者や障がい者等配慮が必要な方

■相談・問い合わせ先

企画政策課地方創生係 ☎ 0964(26)5539、福祉課福祉政策室 ☎ 0969(28)3381

※裏面に続きます

自動車（トラック、乗用車）の無償貸出について

一般社団法人日本カーシェアリング協会と市が共同で自動車の無償貸出拠点を松島庁舎に設置しました。貸出については、以下をご確認ください。

▼対象 令和 7 年8月豪雨により被災された方および支援活動を行う団体※上天草市近隣のお住まいの方も可

▼実施期間 12 月 25 日（木）まで

▼貸出車両 軽トラック、普通トラック、軽乗用車※車種は各 1 台ずつ合計 3 台。車両を確保次第増台予定。

▼貸出期間（場所） 最長 3 日間単位で期間中何度でも利用可能。（松島庁舎）

▼申し込み 右のQRコードを読み取りWEB予約するか、下記の申込先へお電話ください。
※その他詳細は、市HPをご確認いただくか、お問い合わせください。



WEB 予約

■申込・問い合わせ先 （一社）日本カーシェアリング協会☎ 050(5799)4740(9 時 30 分 -16 時) ※水曜定休

災害廃棄物（片付けごみ）の処理について

市は、当面の間、以下のとおり災害廃棄物仮置き場を設置しますので、ルールに従って排出してください。

▼災害廃棄物仮置き場（9時から16時）
・大矢野町：串漁港
・松島町：松島総合センター「アロマ」駐車場

■問い合わせ先 環境衛生課環境衛生係☎ 0964(26)5524、0964(26)5541

家屋等の消毒などについて

(1) 今回の大雨により浸水被害を受けた家屋等の消毒を順次実施しています。消毒実施日までに泥などを取り除き、清掃をお願いします。

▼消毒実施日程（9/1 ㊟～ 9/7 ㊨）※（ ）は受付件数
9/1 ㊟大矢野町：柳東（43）、柳西（5）
9/2 ㊠松島町：阿村1区（2）、阿村2区（6）、阿村4区（9）、阿村5区（3）、阿村6区（1）、阿村8区（1）、阿村9区（11）、阿村10区（4）、阿村12区（4）、阿村13区（5）
9/3 ㊡松島町：知十（43）、今泉釜（20）、米山（9）
9/4 ㊢松島町：先辺（35）、一番（5）、北の浦（3）、中村（3）
9/5 ㊣大矢野町：野米（5）、小瀬戸（20）、貝場（2）、前平（1）、小平（3）、新開（9）
9/6 ㊤松島町：後山（3）、教良木全地区（23）、内野河内（11）
9/7 ㊨姫戸町：全地区（24）

(2) 消毒液の配布および床下等の乾燥に用いる送風機の貸し出しを行います。

▼配布および貸し出しについて
【消毒液】
・消毒液を配布した方は、市の消毒作業は行いません。
・原則1世帯1本までとします。
・注意事項を熟読のうえ、使用してください。

【送風機】
・貸出期間は原則1週間以内とします。
・原則1世帯につき2機までとします。
※数に限りがありますので、下記貸出先へお問い合わせください。

【配布および貸出場所】
・大矢野庁舎環境衛生課☎ 0964(26)5524
・松島庁舎市民課☎ 0969(28)3368
・姫戸統括支所 ☎ 0969(58)2111

■問い合わせ先 環境衛生課環境衛生係☎ 0964(26)5524、0964(26)5541

敷地内に堆積した土砂の撤去方法について

今回の大雨により、宅地敷地内（屋内をのぞく）に堆積した土砂撤去につきましては、上天草市建設業協会を通じて行います。

土砂の撤去を希望される方は、建設課までご連絡ください。その後、施工業者から連絡または訪問がありますので日程の調整をお願いします。なお、市から建設業協会を通じて行う土砂撤去については、皆さまから費用を請求することはありません。建設業協会を装った詐欺等に十分ご注意ください。

▼撤去対象

令和7年8月豪雨に伴う土砂崩れや浸水による宅地敷地内（借家、事業所を含む）に堆積した土砂。ただし、屋内、床下の土砂に埋もれた廃棄物（※）、がれきなどは対象外となり、搬出できませんので、市の指定する方法で廃棄をお願いします。
※廃棄物・・・ごみや不用品など固形状または液状で、自分で利用したり、売却したりできないため、不要となったもの。

▼連絡受付時間 平日 9時から16時

■連絡・問い合わせ先 建設課管理係☎ 0969(28)3350

各種証明書交付手数料の免除について

今回の大雨により被災された方が、生活の再建等のために必要な各種証明書を申請する場合には、交付手数料を免除します。詳しくは、市民課までお問い合わせください。

■市民課市民係☎ 0969(28)3368

市税等の減免について

○所得税の雑損控除または軽減免除について

住宅・家財などについて災害による損害を受けた場合は、確定申告において、①所得税法に定める雑損控除の方法②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で軽減または免除を受けられる場合があります。詳しくは、天草税務署までお尋ねください。
■問い合わせ先 天草税務署☎ 0969(22)2510

○市税の減免について

住宅・家財について災害による損害を受けた場合、市税の減免対象になる場合があります。詳しくは、税務課市民税係までお尋ねください。
また、災害により被害を受けて、納税に支障が生じた人は、分割納付などの相談ができますので、詳しくは、税務課管理徴収係までお尋ねください。
■問い合わせ先 （減免について） 税務課市民税係☎ 0964(26)5519
（分割納付について） 管理徴収係☎ 0964(26)5523

○上下水道料金の減免について

9月請求分（8月使用分）の水道料金と下水道使用料金は、被災された世帯や事業所などを対象に減免措置を実施します。詳細は、決まり次第お知らせします。
■問い合わせ先 水道局庶務係☎0969(28) 3369

○後期高齢者医療保険料の減免について

住宅などについて災害による損害を受けた場合、後期高齢者医療保険料の減免対象になる場合があります。詳しくは、健康づくり推進課国保事業係までお尋ねください。
■問い合わせ先 健康づくり推進課国保事業係☎ 0969(28)3354

○国民年金保険料の減免について

住宅などについて災害による損害を受けた場合、国民年金保険料の減免対象になる場合があります。詳しくは、健康づくり推進課国保事業係までお尋ねください。
■問い合わせ先 健康づくり推進課国保事業係☎ 0969(28)3375

○介護保険料および介護保険サービス費の減免について

住宅などについて介護保険料は中規模半壊以上、介護保険サービス費は床上浸水以上の被害を受けられた方は、減免対象となる場合があります。詳しくは、高齢者ふれあい課保険給付管理係までお尋ねください。
■問い合わせ先 高齢者ふれあい課保険給付管理係☎ 0969(28)3360